

# 姫路市中小企業者等事業継続応援事業（応援金）のご案内

## 1. 『事業継続応援金』とは

新型コロナウイルス感染症に関する国、県、市の給付金・支援金を受けていない中小企業者等に対し、新たな環境下における諸課題に対応しながら、経営の回復・事業の継続・発展・高度化を図っていただく取組みを支援するための応援金を給付します。

## 2. 申請いただける方(下記の全ての要件に該当する事業者)

- 要件1** 令和2年4月15日以前から、姫路市内の事業所(従業員が常駐するものに限る。)において営業している中小企業者であること。 ※「事業所」の定義は、裏面の注意事項やホームページに掲載の募集要項をご確認ください。
- 要件2** 新型コロナウイルス感染症に関する国・県・市が実施する下記支援制度をいずれも利用していないこと。  
【国・持続化給付金 / 兵庫県・休業要請事業者経営継続支援金 / 姫路市・休業要請等協力支援金(第1次・第2次)】  
※上記支援制度との重複利用が判明した場合は、応援金を返還すること。
- 要件3** 要件1に該当する事業所において、事業を実際に営んでいること。  
※直近事業年度において、「事業所得」が1円以上であること。  
※個人事業主の方は、直近事業年度において、「事業所得」が「給与所得」を上回っていること。
- 要件4** 代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が姫路市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員でない事業者であること。

## 3. 支給額

1対象事業者あたり **100,000円**

- 1対象事業者につき1回限りの給付となります。
- 同一の申請者が複数の事業所を運営している場合は、1件として取り扱います。

## 4. 申請に必要な書類

- (1) 申請書
- (2) 誓約書
- (3) 委任状(2種/国・県照会用)※裏面の「6. その他(注意事項等)」をご確認ください。
- (4) 添付書類

(1)～(3)の申請様式、および募集要項等の関連書類は、姫路市・姫路商工会議所・姫路市商工会のホームページにて公開しています。

### 【① 姫路市内に事業所があり、事業所得があることがわかる書類】

☞ 直近事業年度の確定申告書の写し(【法人】別表一及び別表四/【個人】第一表) など

### 【② 申請事業の業種や営業実態がわかる資料】

☞ 事業所の写真・広告(チラシ・パンフレット等)・ホームページのコピー  
/ 営業許可証の写し/ その他、業種や営業実態が確認できる書類 など

### 【③ 応援金の振込口座がわかる資料】

☞ 口座番号・名義人がわかる通帳の写し など

### 【④ 個人事業主の本人確認資料】 ※個人事業主の方のみ

☞ 個人事業主本人の身分証明書の写し(運転免許証、パスポート、健康保険証) など

### 【⑤ 健康保険証の写し】 ※個人事業主の方のみ

※1 添付書類⑤の健康保険証は、④の共通書類としてご利用いただけます。

※2 上記以外に証明として提出いただける書類は、『募集要項』をご確認ください。

※3 令和2年1月1日以降に開業された方、NPO 法人の方の添付書類は、『募集要項』をご確認ください。

※申請要件や提出書類等の詳細は、公式ホームページに掲載されている『募集要項』、『よくある質問』で必ずご確認ください。

## 5. 申請手続きについて

- (1)申請方法 申請書類一式を下記へ郵送でご提出ください。
- (2)受付期間 令和2年7月20日(月)～令和2年9月10日(木) ※消印有効
- (3)郵送先 〒670-8505 姫路市下寺町43 姫路商工会議所内

姫路市中小企業者等事業継続応援金 事務局 宛

## 6. その他(注意事項等)

### (1)「事業所」の定義について

「事業所」とは、一定の場所(1区画)を占めて、単一の経営主体のもとで事業活動が行われており、かつ、従業員と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われている店舗又は施設をいいます。ただし、事業活動を行う場所が前述を満たさない場合、個人にあっては自宅を、法人にあっては、本社、支社、営業所等の事務所をいいます。

### (2)申請、給付に関する事項

- ① 審査において申請内容や添付書類等に不備等が判明した際は、内容確認や追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ② 当応援金に採択された場合は、振込予定日を記載した受理通知文書を申請事業者宛てに郵送しお知らせします。
- ③ 応援金は、受付後審査が完了したものより給付いたします。(申請から2～4週間を目途に給付します。)
- ④ 当応援金の受給後、要件2(表面)に定める給付金、支援金を受給していることが判明した場合は、当応援金を返還いただきます。
- ⑤ 申請時に提出いただく委任状に基づき、要件2(表面)に定める給付金、支援金等の利用状況を国及び県に問い合わせをいたしますので、あらかじめご了承ください。

※ その他の注意事項等については、『募集要項』や『よくある質問』を必ずご確認ください。

## 7. お問い合わせ先(いずれも午前9時～午後5時)

### 【応援金の事務申請手続等について】

姫路市中小企業者等事業継続応援金事務局(姫路商工会議所内) (079)223-7711 (9/5・6を除く受付期間中)

### 【応援金制度を含む新型コロナウイルス感染症にかかる産業施策全般について】

雇用維持・事業継続相談窓口 (079)221-2622 (土日祝を除く)

### <申請要件確認チャート>

